

長岡京市介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

【令和8年6月改定】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	介護予防訪問介護相当サービスⅠ	イ(1) 介護予防訪問介護相当サービス費	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)			1,176	1月につき	
A2	2111	介護予防訪問介護相当サービスⅠ日割	(Ⅰ)	1,176単位	日割の場合	÷30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	介護予防訪問介護相当サービスⅡ	イ(2) 介護予防訪問介護相当サービス費	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)			2,349	1月につき	
A2	2211	介護予防訪問介護相当サービスⅡ日割	(Ⅱ)	2,349単位	日割の場合	÷30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	介護予防訪問介護相当サービスⅢ	イ(3) 介護予防訪問介護相当サービス費	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)			3,727	1月につき	
A2	2321	介護予防訪問介護相当サービスⅢ日割	(Ⅲ)	3,727単位	日割の場合	÷30.4日	123単位	123	1日につき
A2	C211	介護予防訪問介護相当高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	介護予防訪問介護相当高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	介護予防訪問介護相当高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	介護予防訪問介護相当高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	介護予防訪問介護相当高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ			事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	介護予防訪問介護相当高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	介護予防訪問介護相当業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	介護予防訪問介護相当業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	介護予防訪問介護相当業務継続計画未策定減算Ⅱ			事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	介護予防訪問介護相当業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	介護予防訪問介護相当業務継続計画未策定減算Ⅲ			事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	介護予防訪問介護相当業務継続計画未策定減算Ⅲ日割			日割の場合		1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	介護予防訪問介護相当サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	介護予防訪問介護相当サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15%減算		
A2	6002	介護予防訪問介護相当サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12%減算		
A2	8000	介護予防訪問介護相当サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	介護予防訪問介護相当サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	介護予防訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	介護予防訪問介護相当サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	介護予防訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	介護予防訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	介護予防訪問介護相当サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	4003	介護予防訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	
A2	4002	介護予防訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A2	6102	介護予防訪問介護相当口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	月1回限度

A2	6269	介護予防訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ 1	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	介護予防訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	介護予防訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	介護予防訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	介護予防訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	介護予防訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		